

高鍋町告示第9号

令和2年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月27日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和2年3月4日(水)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
後藤 正弘君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
緒方 直樹君	青木 善明君

○3月6日に応招した議員

同上

○3月18日に応招した議員

同上

○3月19日に応招した議員

同上

○3月23日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和2年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 同意第1号 副町長の選任について
- 日程第6 同意第2号 固定資産評価員の選任について
- 日程第7 議案第1号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第8 議案第2号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第3号 令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第4号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第5号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第6号 令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第7号 権利の放棄について
- 日程第14 議案第8号 土地改良事業計画の変更について
- 日程第15 議案第9号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第10号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部改正について

- 日程第21 議案第15号 高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 高鍋町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第24 議案第18号 高鍋町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第25 議案第19号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第20号 令和2年度高鍋町一般会計予算
- 日程第27 議案第21号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第24号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第31 議案第25号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第26号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第33 議案第27号 令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第34 議案第28号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第35 議案第29号 令和2年度高鍋町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 同意第1号 副町長の選任について
- 日程第6 同意第2号 固定資産評価員の選任について
- 日程第7 議案第1号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第8 議案第2号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第3号 令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第4号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第5号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）

- 日程第12 議案第6号 令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第7号 権利の放棄について
- 日程第14 議案第8号 土地改良事業計画の変更について
- 日程第15 議案第9号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第10号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 高鍋町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第24 議案第18号 高鍋町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第25 議案第19号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第20号 令和2年度高鍋町一般会計予算
- 日程第27 議案第21号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第24号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第31 議案第25号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第26号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第33 議案第27号 令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第34 議案第28号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第35 議案第29号 令和2年度高鍋町水道事業会計予算

出席議員（13名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 田中 義基君 | 2 番 永友 良和君 |
| 3 番 八代 輝幸君 | 5 番 松岡 信博君 |

6番 後藤 正弘君
8番 黒木 正建君
11番 中村 末子君
13番 日高 正則君
16番 青木 善明君
7番 黒木 博行君
10番 古川 誠君
12番 春成 勇君
15番 緒方 直樹君

欠席議員（1名）

14番 杉尾 浩一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	児玉 洋一君
教育長	川上 浩君	農業委員会会長	坂本 弘志君
代表監査委員	黒木 輝幸君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		河野 辰己君	
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業政策課長	横山 英二君	農業委員会事務局長	飯干 雄司君
地域政策課長	渡部 忠士君		
会計管理者兼会計課長		鳥井 和昭君	
町民生活課長	山下 美穂君	健康保険課長	宮越 信義君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	杉 英樹君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	野中 康弘君
社会教育課長	稲井 義人君		

午前10時00分開会

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から令和2年第1回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。令和2年第1回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、先日2月28日午前10時より第3会議室におきまして、

議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長の3名、日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席しまして、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今議会に提案されます案件は、副町長の選任など同意案件が2件、議案第1号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）及び議案第2号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）など特別会計補正予算が5件、議案第7号権利の放棄について、議案第8号土地改良事業計画の変更について、議案第9号町道路線の認定について、また議案第10号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてなど、条例の一部改正が8件、議案第17号高鍋町男女共同参画推進条例の制定など条例の制定が2件。議案第20号令和2年度高鍋町一般会計予算、議案第21号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算など、特別会計予算が8件、議案第29号令和2年度高鍋町水道事業会計予算、以上31件の案件について説明を受け、議員に意見を求めましたが特になく、その後議会事務局より会期日程について説明を受け、会期につきましては、本日3月4日より3月23日までの20日間で行うことで、委員全員の意見の一致を見たところであります。

また、今定例会は20日間の長丁場であること、新型コロナウイルスも気がかりなところでありますので、議会がスムーズに進行できますよう議員各位の御協力をお願いし、報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（青木 善明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番、中村末子議員、12番、春成勇議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（青木 善明） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略します。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） おはようございます。地方自治法第199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして、監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、令和2年2月18日付で町長、町議会議長、教育長に報告書を提出いたしました。

監査結果報告書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

まず第1に、監査の対象としましたのは、1、図書館蔵書の管理状況、2、美術館、歴史総合資料館の寄贈、寄託物品の管理状況、3、わかば保育園、西都児湯消費生活相談センター、消防団各部消防機庫の備品の管理状況についてでございます。

第2に、監査の期間でございますが、令和2年2月3日から令和2年2月7日まで、実質監査日数は5日間でございます。

第3に、監査の方法でございますが、1、図書館蔵書の管理状況につきましては、各分野及び配架場所ごとに抽出をして、蔵書が図書台帳のとおり、所定の場所に保管、整理されているかを確認いたしました。

2. 美術館、歴史総合資料館の寄贈・寄託物品の管理状況につきましては、寄贈・寄託原簿、管理簿にのっとり適正に管理されているか、現物との照合を行いました。

なお、歴史総合資料館の寄贈物品は点数が多いために、抽出により照合いたしました。

3. わかば保育園、西都児湯消費生活相談センター、消防団各部消防機庫の備品の管理状況につきましては、高鍋町財務規則に基づいた分類方法により備品管理簿、備品整理票は整理をされているか。備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されているか、関係職員立ち合いのもと、備品管理簿、備品整理票と現物の照合をしました。

第4に、監査の結果について御報告申し上げます。

図書館蔵書の管理状況につきましては、蔵書は図書台帳のとおり適正に管理されていることを認めました。

また、定期的に蔵書の配架状況を点検し、常に所定の場所に保管するなど、その取り組みは、評価できます。

しかし、閲覧場所は依然として狭い状態でありまして、今後とも、保管に関する定めを制定することを含めて、課題の解消に取り組む必要があると思われまます。

美術館においては、寄贈物品、寄託物品ともに、管理簿は整理され、現在高は管理簿と一致し、正確に管理されていることを認めました。

歴史総合資料館の寄託物件については、管理簿及び現物は正確に管理されていることを認めました。寄贈物品については、台帳は整備をされておりましたが、保管のあり方の検討を要するものが見受けられましたので、期限を定めて早急に整備されるよう要望いたします。

わかば保育園、消費生活相談センター、及び消防団各部機庫の備品の管理状況について

は、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されていることを認めました。特に、消防機庫の備品の管理状況は、いつ、何どきでも出動できる体制が整えられておりまして、使命感の高さがうかがえました。

なお、今回、監査対象となりました図書館蔵書冊数、歴史総合資料館、美術館の寄贈・寄託物品の在庫数、わかば保育園、西都児湯消費生活相談センター、消防団各部機庫の備品数は、別表のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木 善明） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。令和元年12月1日から令和2年2月29日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、消防始式についてでございますが、1月12日小丸川河川敷広場において挙行いたしました。各部とも訓練の成果を十二分に発揮した大変すばらしい始式でございました。

また、昨年度に引き続き市中パレードを行い、消防団員のほか、野球スポーツ少年団に所属する東・西小学生も参加し、多くの方々に火災予防の啓発パレードを見ていただくことができました。

次に、宮崎県市町村対抗駅伝競走大会についてでございますが、今回で第10回目となる大会が1月13日に開催されました。

町村の部において、高鍋町は2区間で区間賞となるなど、選手たちの気持ちが伝わるすばらしい走りで見事準優勝となりました。長年の目標であった初入賞を達成し、次は優勝を目指して頑張っていたきたいと期待しております。

次に、秋月種茂公没後200年シンポジウム・秋月三名君藩校フォーラム高鍋大会についてでございますが、秋月三名君の教えを未来に生かすため、1月26日高鍋町美術館で開催いたしました。

約280名の方に御参加いただき、童門冬二氏の特別講演や県文書センター人材育成アドバイザーの永井哲雄氏の基調講演、パネルディスカッションにより、領民のことを思い、福祉や産業の振興、人財育成に力を入れた三名君の偉業を振り返り、今後のまちづくりについて考えることができました。

また、歴史と文教の城下町宣言を発表し、姉妹都市とともに歴史を生かしたまちづくりを進めていくことを誓いました。

次に、高鍋町と株式会社マチツクルとの包括連携協定締結式についてでございますが、1月31日に高鍋町役場においてとり行いました。

本協定は、町と株式会社マチツクルが連携し、空き家対策や地場産品の開発、販売促進、観光振興に関する事など、地域の諸問題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展のために必要な取り組みを推進し、町のさらなる活性化を図ることを目的としております。

今後、協定に基づき官民連携してまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、春季野球キャンプについてでございますが、今年度も大学等のキャンプを誘致することができ、2月3日から順次キャンプインしていただきました。

新型コロナウイルス感染拡大により、今月予定されていましたがキャンプは中止となってしまいましたが、今後も新たに継続的に来訪していただきますよう環境整備におもてなしに努めてまいりたいと考えております。

次に、災害に関する協定調印式についてでございますが、2月6日に高鍋町役場においてとり行いました。

災害時における国、県等からの緊急物資受け入れのための地域内輸送拠点の開設に関することや、津波災害または水害の発生時に地域住民等が施設や駐車場、緊急避難場所として使用することに関する協定を株式会社デイリーマーム「ママンマルシェ TAKANA BE」様と締結いたしました。

また、災害発生時における指定避難場所の設置運営に関することや、津波災害等の発生時における地域住民の緊急避難場所としての使用に関する協定を、南薩食鳥株式会社宮崎工場様と締結いたしました。

今回の協定締結により町と事業所との連携が深まり、有事の際には両施設が近隣の方々にとって重要な拠点になることと期待しております。

次に、九州オルレ「宮崎・小丸川コース」オープニングセレモニーについてでございますが、韓国を初め、国内外からの観光客誘致を目的としたトレッキングコース、九州オルレの第9次の認定コースとして、1月15日に認定されました、本コースのオープニングセレモニーが、2月22日、木城町の比木神社で開催されました。

式典後は、韓国の方々や県内外からの約200名の参加者が、鳴野の浜までとなる14.3キロの百済王伝説ゆかりのコースを自然を楽しみながら歩きました。

今後も本コースのPR等に努めてまいりたいと考えております。

次に、「第29回生涯学習推進大会」「第46回自治公民館大会」についてでございますが、2月23日、たかしんホール（中央公民館）において開催し、400名の参加者がありました。

大会では、自治公民館に功労のあった3名が表彰を受け、講演では、元パラリンピック水泳日本代表伊藤真波さんに「あきらめない心。前向きに生きることで必ず道は開ける」と題し、つらい出来事などあっても、家族や周囲とのかかわりや、前向きに生きる意志を持つことで夢や希望の実現につながることを、御自身の経験やバイオリン演奏によって私たちに伝えていただきました。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 町長の施政方針

○議長（青木 善明） 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 先進国の成長率が減速する世界経済の中であって、覇権争いを続ける2大経済大国、米国、中国の貿易摩擦、自国第一主義を貫く英国の欧州連合離脱、武力衝突が常に勃発しかねない中東情勢、新型コロナウイルス感染拡大による世界経済への影響、アメリカ大統領選挙の行方等さまざまな要因が重なり、リーマンショック以降回復を続けてきた世界経済は今、正念場を迎えています。

国内においては、戦後最長の緩やかな回復基調が続いたアベノミクス景気も、米中貿易摩擦等の影響により好循環の起点となる企業業績の上昇に陰りが見え始め、消費税増税の影響、新型コロナウイルス感染拡大による消費の低迷、企業業績への影響や東京オリンピック・パラリンピックで予想された訪日客特需への懸念。五輪設備投資特需後の反動等、国内経済成長の不透明感は強く、今後その打開策としてさらなる金融緩和、財政出動、規制緩和による新たな成長戦略の立案は急務であり、同時に時代の変化に対応し果敢に挑戦する民間企業の成長努力も強く求められているところです。

激変する時代状況の流れ、人口減少、少子化、超高齢化、生産年齢人口の減少等、地方都市を取り巻く課題は年々深刻さを増しています。

今、私たちは時代を読み取り未来を想定し、効果的で実行力のある施策を模索し、情熱と勇気を持ってさまざまな課題の解決に立ち向かい、活力のある高鍋町の構築に取り組んでいかねばならないと考えます。

2020年、高鍋町は大きな節目の年を迎えています。

2月1日現在、高鍋町の人口は2万196人、ことし行われる国勢調査により実際の居住者数はふえる可能性はあるとしても、現在の人口動態事象からすると、住民基本台帳に基づく人口は、2万人を下回ることになると考えます。

2014年に日本創成会議が発表した将来推計人口では、2040年、あと20年後、高鍋町の人口は1万5,000人規模になるという予想でした。

しかも、およそ2人に1人は65歳以上の高齢者になるという予想です。

今後、私たちは、これまでに経験したことのない急激な人口減少と超高齢社会を迎えることとなります。

「いつの日か、また経済成長があり、人口は必ずふえる」その願いは残念ながらもう過去の話。成長のない定常型社会を迎えた時代を生きる私たちにとって、それは単なる幻想にすぎないということを強く認識しておく必要があります。

しかし、私たちはここでひるむわけにはいきません。今大切なことは、人口減少・超高齢社会を悲観することではなく、ピンチをチャンスに、問題点を可能性に、マイナスをプラスに変えていくポジティブな力を発揮すること、すなわち人口減少をコンパクトなまちづくりに取り込むチャンスと捉え、空き家、空き地がふえることを緑や公園の多い美しい街並みをつくるチャンスとするなど、時代に即応した新たな視点、新たなまちづくりの創出であると考えます。

昨年12月に閣議決定された第2期「まち・ひと・しごと・創生総合戦略」に則しながら、新たな視点で新たなまちづくりに取り組むに当たり、今必要と思える9つのキーワードを挙げさせていただきます。

1、SDGs。

人口減少、超高齢化、成長のない定常型社会、地球規模でのさまざまな課題、SDGs 17項目の達成目標に向かって、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な自然環境、経済、都市開発、健康、人権、福祉社会をつくっていくこと。

2、災害に強いまち。

地球温暖化により恒常化した集中豪雨、超大型台風のほか、地震、津波等の災害に対応できる災害に強い防災・減災都市を構築すること。

3、小さなまち（コンパクトシティ）。

人口減少が予測される中、人口の分散や都市の空洞化を抑制するため、都市的土地利用の郊外への拡大を規制し、中心市街地に都市機能を集中させ、郊外の集落との交通手段を確保し、生活に必要な都市機能と人口集積を接近させることで、生活者の利便性やまちなぎわい、活力を生み出し、人口減少、超高齢社会に対応した都市を構築すること。

4、歩きたくなるまち（ウォークブル・シティ）。

花や緑の公園が多く、歩く人や自転車のために道路が確保され、歩きたくなるような美しい街並みやデザインのあるまちを構築することであり、空き家・空き地対策の方向性の一つでもあります。

5、関係人口。

関係人口とは、移住した定住人口でなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々のことを指します。関係人口の創出・拡大により、地域外の人財が地域づくりの担い手となることが期待されています。

6、スマート・ウェルネスシティ。

超高齢社会に対応した、人生100年の時代を健康で幸せに生きるための課題を科学技術、科学的根拠に基づき解決し、新たな都市モデルの構築を目指すスマートシティ実装の一つの方向であり、健康都市、住んでいるだけ長生きできるまちを目指す取り組みです。

7、Society 5.0（スマートシティ）。

IoTやAIといったICTの力を高度に活用し、情報社会Society 4.0をさらに進化させ、新しい価値やサービスを生み出し、課題を解決し、生活に豊かさと利便性をもたらす未来社会Society 5.0の実装としてのスマートシティを構築すること。

8、人と人がつながりを大切にしたコミュニティ社会。

人と人が語り合い、助け合い、つながりを大切にする地域風土醸成のため、公民館活動、文化活動、スポーツ活動を積極的に後押しする取り組みであり、特に高齢者が屋外に出て人の触れ合いを楽しむ仕組みづくりが重要です。

9、再生可能エネルギー自治体発電（自治体新電力）。

再生可能エネルギーを利用した自治体の発電及び売電事業への取り組みのことであり、自治体での電力確保は、災害による停電時の電源になるとともに、地域再生、自治体の財源確保、雇用の場の創出にもなります。

以上の9つであります。

今まさに、大変革期の真ただ中、私たちは常に変化への対応を求められています。

しかし、単なる目先の新しさや変化、改革、革新への取り組みのみにとらわれることなく、不易流行、変えてはいけない本質を見失うことなく、同時に新たな変化を取り入れていく積極性をも兼ね備えた未来への深い洞察力と、揺るぎない大局観を羅針盤とし、新たな高鍋町のまちづくりに取り組んでいかねばならないと考えます。

私は、高鍋町長就任以来、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生をビジョンとし、農畜産業が豊かになってこそ商工業は潤い、まちは元気になる、という基本理念のもと、産業振興、福祉・子育て・教育と住環境整備の3つをまちづくりの柱に、改革の努力を積み重ねていく風土の中で、すぐれた人財が育ち、若者がチャレンジできて働きがいのある雇用の場があり、高齢者が健康で生き生きと過ごせて、子育て・教育に最適な福祉環境を備えた、誰もが住みたいと思う、豊かで美しい城下町を目指して、高鍋町の改革、新たなまちづくりに取り組んでまいりました。

この3年間を振り返りますと、町民の皆様のお力添え、町議会議員の皆様のお支援、職員の努力もあり、既存の農業、地場産業、誘致企業の皆様への協力、支援はもとより、昨年8月に1,100名の従業員によるフル稼働が始まった宮崎キヤノン株式会社本社高鍋事業所様、店舗兼工場で道の駅機能を持つ、株式会社デイリーマーム「ママンマルシェ TAKANABE」様。積極的な商品開発に取り組む南薩食鳥株式会社様、「IoTカンファレンス」を開催したエイムネクスト株式会社様等の企業誘致。株式会社メモリード宮崎様による高鍋温泉めいりんの湯の民営化、町内企業の工場設立や拡張への後押し、中学生までの医療費の無償化、65歳以上のインフルエンザ予防接種自己負担を1,000円にする、などのほか、ふるさと納税の推進、施設のネーミングライツ、歴史シンポジウムの開催、外国語教育や小学校体育、特別支援教育の充実のほか、学校施設環境の改善、キャリア教育支援センターの開設等、多くの成果を生み出すことができたとともに、永年水害をもたらしていた宮越樋管への排水機場設置の推進、塩田川堤防のかさ上げ等、国、県による防災対策事業が大きく前進し、今後さらに高鍋駅・蚊口海浜公園の活性化、町内企業の出資で設立されたまちづくり会社、株式会社マチツクルが取り組む町家再生事業、町立図書館の再生、鈴木馬左也邸の利活用、さらなる企業誘致、老瀬地区の圃場基盤整備事業の推進等、取り組みが進みつつあります。

本年、これまで取り組んでまいりました10の達成すべき目標のもと、新たな課題を勘案し、選択と集中による短・中・長期的な計画を立案、実行し、皆様とともに大きな成果をつくり出していかねばならないと考えます。

達成すべき目標。

1、農畜産業支援。農畜製品のブランド化、農畜製品の6次産業化、有機農業の促進、農畜製品の販売促進、JA児湯との連携促進、高鍋農業高校・農業大学校との連携促進、農業後継者・新規就農者の育成支援、家畜伝染病の防疫。

2、福祉の充実。石井十次生誕の地として福祉のまちづくりの推進、子育て世代の支援、福祉ボランティア活動支援、放課後児童クラブ・子どもの貧困対策等児童支援、障がい者、障がい児が生き生きと暮らせるための支援。

3、企業誘致・雇用創出。積極的な企業誘致活動の推進、レンタルオフィス・シェアオフィス事業の推進、誘致企業との意見交換会の開催、企業の求める人財の育成・確保、起業家の育成支援。

4、商工業支援。ふるさと納税制度の推進、商工業者・地場産業者との意見交換会の開催、まちづくり会社との連携推進、町家・古民家再生の推進、まちなか活性化の推進、空き店舗対策の推進、地場産品開発・販売促進支援、後継者育成支援、商工会議所との連携推進。

5、観光促進。社交飲食業の支援、高鍋駅舎周辺及び蛟口浜公園の整備促進、高鍋城址舞鶴公園の整備促進、持田古墳群と花守山の連携、世界・日本遺産登録推進、九州オルレ「宮崎・小丸川コース」のPR・広報・宣伝活動の推進、観光イベントの支援、城下町の景観づくりの推進、伝統芸能（高鍋神楽等）の支援。

6、文教のまちの再生・教育支援。小中高等学校支援、町立図書館の改修・リノベーション計画の推進、公民館活動の支援、スポーツ・文化活動の支援、スポーツ施設の整備、キャリア教育・ふるさと教育の支援、指定文化財等の保護と活用。

7、防災・環境整備・美しい高鍋づくり。防災対策の推進、宮越樋管への排水機場設置・塩田川堤防のかさ上げ推進、災害危険箇所・未整備インフラの整備促進、コンパクトで美しく機能性にすぐれたまちづくりの推進。

8、人口増加・定住支援。空き家バンクの設置、地域おこし協力隊制度を活用した外部人財の確保、定住支援策の推進、高鍋町の魅力発信事業の推進。

9、町民の声を町政に反映させる仕組みづくり。男女共同参画社会づくりの推進、高鍋町ホームページからの情報発信、町民の意見を聴く機会の充実。

10、役場の活性化。綱紀粛正の徹底、職員研修、人財育成の推進、町長表彰制度の充実、親しまれる役場づくりの推進、各課の明確な年度目標の設定、役場全体の年度目標を全職員で共有化。町長は、課長、課長補佐との個人面談を実施、笑顔、挨拶、掃除の推進。

以上、短期、中期、長期での達成すべき目標を明確にし、やるべきことを迅速、確実に推し進めながら、豊かで美しい歴史と文教の城下町高鍋町の再生に取り組んでまいります。

「着眼大局着手小局」中国の儒学者・荀子の教えに習い、大きな視野で問題を捉え、小さな事柄にも心を配り、積み重ねていく、大胆さと繊細さをあわせ持つまちづくりであらねばならないと考えます。

令和2年度は高鍋町のまちづくりにとりまして大きな一歩となりますよう、皆様方の御

支援、御協力をお願い申し上げ、町政推進に挑む私の所信とさせていただきます。

日程第4. 会期の決定

○議長（青木 善明） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から3月23日までの20日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月23日までの20日間に決定いたしました。

日程第5. 同意第1号

○議長（青木 善明） 日程第5、同意第1号副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます、町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第1号副町長の選任について提案理由を申し上げます。

現副町長の児玉洋一氏から、令和2年3月31日をもって退職したい旨の願いが提出され、これを承認することといたしました。つきましては、新たに島埜内遵氏を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

本案につきまして御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、経歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 略歴を御紹介申し上げます。

氏名、島埜内遵。

生年月日、昭和28年8月14日、66歳。

現住所、高鍋町大字北高鍋3163番地5。

最終学歴、昭和51年3月、宮崎大学教育学部卒業。

職歴等、昭和51年4月、南郷村立南郷中学校教諭、昭和56年4月、日向市立美々津中学校教諭、平成3年4月、西都市立妻中学校教諭、平成10年4月、新富町立富田中学校教諭、平成13年4月、高崎町立笛水中学校教頭、平成16年1月、清武町立加納中学校教頭、平成17年4月、延岡市立浦城中学校校長、平成20年4月、西都市立三財中学校校長、平成22年4月、西都市立穂北中学校校長、平成24年4月、高鍋町立高鍋西中学校校長、平成26年3月、高鍋町立高鍋西中学校校長退職、平成26年7月、高鍋町教育委員会教育長、平成30年6月、高鍋町教育委員会教育長退職、平成30年8月から高鍋町社会教育施設長、で現在に至っております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、同意第1号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、同意第1号副町長の選任については同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時38分休憩

.....
午前10時40分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

----- . ----- . -----
日程第6. 同意第2号

○議長（青木 善明） 日程第6、同意第2号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第2号固定資産評価員の選任について、提案理由を申し上げます。

島埜内遵氏を高鍋町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

本案につきまして御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 以上で、説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、同意第2号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、同意第2号固定資産評価員の選任については、同意することに決定いたしました。

----- . ----- . -----
日程第7. 議案第1号

日程第8. 議案第2号

日程第9. 議案第3号

日程第10. 議案第4号

日程第11. 議案第5号

日程第12. 議案第6号

○議長（青木 善明） 日程第7、議案第1号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）から、日程第12、議案第6号令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上6件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第1号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）から議案第6号令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてまで一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,850万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107億4,981万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和元年度の事業費確定等に伴う歳入歳出の調整を行うものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、公共施設等整備基金積立金、企業立地奨励補助金、ふるさと納税推進事業費、高鍋めいりんの里営業補償、及び担い手確保、経営強化支援事業の増額、並びに幼稚園、認定こども園給付費、甘味資源作物生産性向上支援事業補助金の減額を行うものでございます。歳入では、教育寄附金、ふるさと納税寄附金、子ども・子育て臨時交付金の増額及び地方交付税、美術館使用料の※増額並びに国県支出金繰入金、繰越金及び町債等の財源調整でございます。あわせて、繰越明許費につきましても、アフリカ豚熱等緊急総合対策事業のほか4件の追加及び社会資本整備総合交付金事業の変更、地方債につきましても、過年度発生補助災害復旧事業の追加、及び県営農地整備事業ほか5件の変更を行うものでございます。

次に、議案第2号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,723万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億5,679万7,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、実績見込みに伴う保険給付費、保健事業疾病予防費の減額及び基金積立金の増額で、歳入では、一般会計繰入金及び繰越金の増額でございます。

次に、議案第3号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ488万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,022万4,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う調整及び温泉無料保養券利用実績に伴う減額でございます。

次に、議案第4号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてで

※後段に訂正あり

ございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ29万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,564万円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、概算事業費確定に伴う汚泥処分等施設管理費の減額及び工事請負費等の増額で、歳入では、下水道工事負担金の増額等でございます。

次に、議案第5号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ462万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,319万5,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、介護給付費準備基金積立金の増額で、歳入では、保険者機能強化推進交付金の増額でございます。

次に、議案第6号令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ577万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,277万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、一ツ瀬川雑用水管理基金積立金の増額及び、一ツ瀬川土地改良区負担金の増額で、歳入では、繰越金の増額でございます。

以上、6件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

.....

午前10時48分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 一部訂正させていただきます。

美術館使用料の減額のところ、増額と言ったそうでございますので訂正させていただきます。
以上です。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第1号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度の事業費の確定または見込みに伴います歳入歳出の調整が主な内容となっております。

歳出から御説明申し上げます。

予算書の30、31ページをお開きください。

まず、議会費でございますが、見込みにより減額するものでございます。一般管理費は、職員の共済費、臨時職員の賃金等の見込みによる減額及び需用費は封筒の印刷代が、役務費は、後納郵便料が不足する見込みであることからそれぞれ増額するものでございます。

32、33ページをお開きください。

文書広報費は、高鍋城灯籠まつりのナイトウォーキングが中止になったことによる減額、財政管理費は、確定による減額、会計管理費は、見込みによる減額です。

基金管理費でございますが、財政調整基金積立金は、基金運用利子を、公共施設等整備基金積立金は、基金運用利子と平成30年度からの繰越金の2分の1を積み立てるものがございます。

ふるさとづくり基金地域づくり積立金は、町内の企業様からいただいた寄附金を一時的に積み立て、令和2年度当初予算で小中4校の図書購入費に充当しております。同じく、永久町民積立金は、基金運用利子を、公共施設等整備基金施設協力金積立金は、施設協力金を充当しておりました事業費の減額に伴い積立金を増額するものです。

庁舎管理費、財産管理費、次のページの公用車管理費、施設協力金事業費は、確定または見込みにより減額するものがございます。

企画費は、地域おこし協力隊の退職に伴う関連経費の減額及び委託料、補助金の確定及び見込みによる減額でございます。

諸費は、平成30年度分の地方バス路線維持費補助金の精算に伴う増額です。

交通安全対策費、電算化推進費は、財源更正でございます。

38、39ページをお開きください。

戸籍住民基本台帳費は、国の試算により通知カード、個人番号関連経費が増加する見込みであることから町の負担分も増加となるものがございます。

参議院議員選挙費、次のページの県議会議員選挙費は、選挙費の確定による減額です。

学校基本調査費、次のページの全国家計構造調査費、経済センサス費は、確定による減額です。

社会福祉総務費積立金は、地域福祉基金の運用利子を積み立てるもの、繰出金は、国民健康保険特別会計へ繰り出すもので、事務費は、システム改修費の確定により減額、基盤安定は事業費確定による増額、次のページの助産費等は見込みによる減額、財政安定化支援事業は交付税算入額の確定による増額です。

後期高齢者医療費繰出金は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定によるものです。

老人措置費は、措置者数が見込みより少なかったことによる減額でございます。

障害福祉費、報酬は、手話通訳嘱託員の確保ができなかったことによる減額、負担金補助及び交付金のうち、負担金は確定によるもので、補助金は見込みによる減額です。

扶助費は、重度障害者（児）医療費が不足することが見込まれることによる増額、県負担金返還金は、平成30年度障害者医療負担金精算に伴う増額です。

介護保険事業費繰出金は、介護保険制度改正に伴うシステム改修が補助対象となったことによる減額です。

48、49ページをお開きください。

児童福祉総務費、工事請負費は、第9地区児童用プールブロック塀改修工事が完了した

ことによる減額、子ども・子育て事業費委託料は、計画策定委託料の確定による減額です。

児童手当費は見込みによる減額、子ども・子育て事業私立保育園委託は、運営費の公定価格引き上げに伴う増額、扶助費は、利用者が見込みより少なかったため減額するものでございます。

母子福祉費は見込みにより減額、保育費、需用費は、わかば保育園の利用者が見込みより少なかったため減額、施設管理費は、使用料及び賃借料のリース料確定による減額でございます。

50ページ、51ページをお開きください。

衛生費、保健衛生総務費は栄養士の途中退職による減額、予防接種事業費、役務費及び負担金補助及び交付金は、風疹抗体検査等の受診者が見込みより少ないため減額、高齢者予防接種につきましては、インフルエンザ予防接種者数の増により増額するものでございます。

健康増進事業費は、公用車購入の執行残の減額、環境衛生費は、財源更正です。

52、53ページをお開きください。

妊産婦・乳児健康づくり事業費は、妊婦健診等の受診者が見込みより多いことから、償還金利子及び割引料は平成30年度養育医療精算に伴い増額するものでございます。

塵芥処理費は、ごみ袋製造委託料確定による減額です。

農林水産業費交付金事業費報酬は、成果実績に伴う減額です。

農業振興費は、甘味資源作物生産性向上支援事業補助金が国の直採事業となったことにより、産地パワーアップ事業費補助金は、申請取り下げにより減額するものでございます。

農地費委託料は、確定による減額、工事請負費は、県単独補助事業のため池しゅんせつ工事において、関連する県営事業工事の入札不調により工事の着手に至らず、内示が取り消されたため減額、負担金補助及び交付金は確定による減額、積立金は、基金運用利子を増額するものでございます。

尾鈴土地改良事業費は、県営事業染ヶ岡・鬼ヶ久保地区1・2・3期地区の事業費確定による増額でございます。

防災ダム費、役務費は、確定による減額、負担金補助及び交付金は、国の補正に伴い事業が前倒しされるため増額、交流施設費委託料は、確定による減額でございます。

補償補填・賠償金は、温泉改修工事に伴う休業の営業補償で、休業前直近3カ月の平均給料をもとに算出をしております。

56、57ページをお開きください。

農政企画費は、補助額確定によるものでございますが、一番下の担い手確保・経営強化支援事業補助金は、国の補正予算に伴うもので、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手が融資を活用して、農業用機械・施設の導入をする際、融資額の2分の1の範囲内で補助金を交付するもので、2経営体が対象となっております。

鳥獣行政事務費は、イノシシ・鹿等の捕獲件数が増加していることにより増額、林業総

務費委託料は、委託料及び再造林推進事業補助金は、確定による減額で、積立金は森林整備意向調査の残額を積み立てるものでございます。

58、59ページをお開きください。

商工振興費、報償費は、株式会社餃子の馬渡8名分の雇用促進奨励金です。負担金補助及び交付金は、それぞれ確定による増額及び減額、ふるさと納税推進事業費は、寄附金が増加する見込みであることから、返礼品、クレジットカード決済システム手数料、返礼品取扱業務委託料及び次のページの積立金を増額するものでございますが、その他の経費については、見込みにより減額をしております。

観光費、需用費は、サーフィン場女子更衣室の修繕料で、寄附金を財源とさせていただいております。負担金及び補助金は、朝日大学のスポーツキャンプがキャンセルとなったことによる減額です。

建築費、報償費は確定による減額、需用費は、空き家コンテンツデータの購入による増額、負担金補助及び交付金は、見込みによる減額です。

道路維持費は、財源更正でございます。

社会資本整備交付金事業費、使用料及び賃借料は、積算システムリース料の確定による減額、工事請負費は、国の補正予算によるもので、中嶋・中河原線の交通安全対策工事を行うものでございます。

防衛施設周辺道路改修等事業費、役務費は、確定による減額です。

河川総務費委託料は、水門操作の回数が増加したことによる増額、自然災害防止事業費は、県の施工がおくれたため全額を減額するものでございます。

都市計画費及び公園管理費は、財源更正でございます。

64、65ページをお開きください。

住宅管理費委託料は、確定による減額、工事請負費は、※持田団地外壁改修工事が確定したことによる減額でございます。

消防費、非常備消防費報酬は、団員数の減による、報償費は、退団予定者確定による減額でございます。

消防施設費、工事請負費は、第10部機庫トイレ改修が完了したことによる減額、備品購入費は、エンジンカッター等の購入が完了したことによる減額です。

災害対策費、需用費は、備蓄用毛布の購入が完了したことによる減額です。

66、67ページをお開きください。

教育費、事務局費、役務費は、電話料の不足が見込まれるため増額、積立金は、基金運用利子を積み立てるものです。

姉妹都市交流事業費は、本年度は本町の小学生10名が米沢市を訪問する予定でしたが、米沢市より8名での交流要請があり、交流児童数の変更により減額するものでございます。

教育振興費は、見込みによる減額です。

※後段に訂正あり

68、69ページをお開きください。

東小学校費、役務費は、電話料の不足が見込まれるため増額、西小学校費、賃金及び需用費は、これまでの実績と今後の見込みにより増額、役務費は、確定による減額です。

教育振興費、西小学校費扶助費は、対象事業が要保護・準要保護の対象に認定されたため、特別支援教育就学奨励費を減額するものです。

東中学校費需用費及び役務費は、これまでの実績と今後の見込みによる増額、西中学校費、役務費は、確定による減額です。

教育振興費、東中学校費、扶助費は、対象生徒が見込みより少なかったため減額、次のページの西中学校費、扶助費、要保護・準要保護生徒援助費は、対象生徒が見込みより少なかったため、特別支援教育就学奨励費は、対象生徒がいなかったことによる減額です。

社会教育費、公民館費、需用費は、見込みによる減額、図書館費、報酬及び旅費は、図書館建設検討委員会を開催しなかったことによる減額、需用費、消耗品費は、古文書修復用の消耗品購入ですが、正幸会様からいただいた寄附金を充当させていただいております。

修繕料は、LED照明取りかえが完了したことによる減額、役務費につきましても確定による減額です。

一般文化財保護費は、需用費、役務費、委託料ともに確定による減額です。

歴史総合資料館費、賃金は、寄贈・寄託品の整理が完了し、パート職員を2名から1名にしたことによる減額でございます。

美術館費、賃金及び需用費は、見込みによる減額、積立金は、基金運用利子でございます。

保健体育総務費、報酬は、今後の活動見込みによる減額、報償費は、見込みによる増額でございます。

勤労者体育センター費、次のページのスポーツセンター費、体育館費、総合運動公園費、施設管理費、ともに確定または見込みによる減額でございます。

給食センター費、需用費は、光熱水費が不足する見込みであることから増額、修繕料は、調理台等の修理のため増額するものでございます。

災害復旧費、社会福祉施設災害復旧費は、台風8号で被災したわかば保育園玄関軒の修繕が完了したことによる減額、次のページの農業用施設災害復旧費は、財源更正でございます。

公共土木施設災害復旧費、都市施設災害復旧費は、台風8号による倒木撤去が完了したことによる減額、住宅災害復旧費は、堀の内団地、持田団地、正ヶ井手団地の屋根補修完了に伴う減額、単独災害復旧費は、財源更正でございます。

公債費につきましては、元金、利子ともに確定による減額でございます。

次に、歳入の御説明を申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。

森林環境譲与税は、見込みによる減額、地方消費税交付金は、確定による減額、地方特

例交付金は、確定による増額でございます。

子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育無償化に伴う交付金を見込みで計上をしております。

16ページ、17ページをお開きください。

普通交付税は、確定に伴う減額、保育料は、無償化による減額でございます。

美術館使用料は、入館者数が見込みより少なかったことによる減額でございます。

国庫負担金の民生費国庫負担金、障害福祉費負担金は、平成30年度の精算に伴う追加交付、児童措置費負担金は、措置児童者数の減少に伴う減額、児童手当負担金は、対象者が見込みより少なかったことによる減額、国民健康保険基盤安定負担金は、確定による増額、感染症予防事業費国庫負担金は、風疹予防接種者が見込みより少なかったことによる減額、公共土木施設災害復旧費負担金は、確定による増額でございます。

国庫補助金及び次のページの水門操作委託金につきましては、それぞれ事業費の確定または見込みによる増額または減額でございます。

県支出金についてでございますが、県負担金から23ページの県委託金まで、国庫支出金に係る事業の県負担金及び補助金の増額及び減額で、県単独事業につきましては、それぞれの事業の確定により増額または減額をしております。

24、25ページをお開きください。

利子及び配当金は、それぞれの基金の運用利子でございます。

寄附金、施設協力金は、見込みによる減額で、教育寄附金は、正幸会様からの寄附金でございます。

小中学校寄附金は、町内の企業様からの寄附金でございます。

観光寄附金は、匿名での寄附をいただいております。

ふるさと納税は、1億3,000万円を増額し、寄附総額を16億3,000万円と見込んでおります。

基金繰入金につきましては、充当事業の実績に伴う財源調整でございます。

26、27ページをお開きください。

繰越金は、平成30年度の純繰越金でございます。

諸収入、総合交流ターミナル運営資金貸付金元利収入は、株式会社高鍋温泉めいりんの里への貸付金でございまして、これをもって貸付金の全額が返済される見込みでございます。

損害賠償金は、エコクリーン宮崎の裁判が結審したことによる賠償金です。

雑入の過年度負担金清算金は、平成30年度西都児湯環境整備事務組合の清算金でございます。

町債につきましては、それぞれの事業費の確定または見込みにより増額または減額をしております。

歳入につきましては、以上でございます。

次に、6ページをお開きください。

明許繰越費の補正についてでございますが、追加5件につきましては、事業期間が十分にとれないことから、明許繰越費を設定するものでございます。変更1件につきましては、国の補正により社会資本整備総合交付金事業に中嶋・中河原線改修工事が追加となったためでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

地方債補正でございますが、過年度発生補助災害復旧事業は、坂本・鬼ヶ久保線災害復旧工事1件の追加及び事業費の確定または見込みにより県営農業整備事業ほか5件の変更を行うものでございます。

以上で、令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）の詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） ここで暫時休憩をしたいと思います。

午前11時13分休憩

.....
午前11時26分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 申しわけございません。高鍋町一般会計補正予算（第9号）について先ほど詳細説明を申し上げましたが、1カ所間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

予算書の64、65ページの中段になります。土木費住宅費の住宅管理費、65ページのほうにいきますと、工事請負費360万円の減額でございますが、先ほどの説明で持田団地の外壁改修工事と御説明申し上げたところですが、訂正させていただきます。舞鶴団地の外壁改修工事の確定による減額でございます。

申しわけございませんでした。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） それでは、健康保険課関係部分について詳細説明を申し上げます。

まず、議案第2号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、制度改正に伴うシステム改修費の県補助金確定に伴う財源更正でございます。

次の保険給付費、高額療養費、次の出産育児諸費、次の葬祭諸費につきましては、実績見込みからそれぞれ減額するものでございます。

12、13ページをお開きください。

保健事業費、保健衛生普及費、需用費につきましては、実績見込みによる減額、役務費につきましては、第三者行為納付金の確定に伴い、事務手数料を増額するものでございます。

疾病予防費の委託料につきましては、胃がんリスク検診受診者が見込みより少なかったことから、減額するものでございます。

次の基金積立金、基金積立金につきましては、平成30年度からの繰越金や、保険基盤安定繰入金などの歳入から歳出見込みを差し引いた最終的な基金への積立額が確定したことから増額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6、7ページをお開きください。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金につきましては、実績見込みに伴う減額、国民健康保険制度関係業務事業費補助金につきましては、システム改修に係る補助金が確定したことから、増額するものでございます。

次の繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者層の国保税軽減に伴う国・県・町の財政支援額が確定したことに伴う増額、職員給与費等繰入金につきましては、先ほどのシステム改修に係る補助金の受け入れに伴い減額、出産育児一時金等繰入金につきましては、実績見込みによる減額、財政安定化支援事業繰入金につきましては、交付税算入分の確定に伴い増額するものでございます。

次の繰越金、繰越金、その他繰越金につきましては、平成30年度からの繰越金を全額計上するものでございます。

8、9ページをお開きください。

諸収入、雑入、一般被保険者第3者納付金につきましては、交通事故等の過失割合に応じて負担される納付金の確定に伴い増額、特定健康診査等負担金につきましては、平成30年度特別交付金、特定健診負担金の確定に伴い増額するものでございます。

続きまして、議案第3号になります。

令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、右側のページ、保険基盤安定負担金につきましては、保険料軽減額の確定により減額、共通経費負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に係る負担金が確定したため減額、療養給付費負担金、療養費市町村負担金につきましては、決算見込みにより今年度納付する額が決定したため増額するものでございます。

次の保健事業費、健康保持・増進事業費、健康診査費につきましては、温泉無料保養券の助成額の確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6、7ページをお開きください。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、共通経費負担繰入金、療養給付費負担繰入金、療養費市町村負担繰入金はいずれも歳出にあわせて、一般会計からの繰り入れを増減するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第5号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、介護保険データ標準レイアウトのシステム改修費用を追加するものでございます。

次の保健福祉事業費、一般介護予防事業費、一般介護予防事業費につきましては、保険者機能強化推進交付金の交付に伴う財源更正でございます。

次の基金積立金、介護給付費準備基金積立金につきましては、先ほど財源更正した保険料と基金利子を追加で積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6、7ページをお開きください。

国庫支出金、国庫負担金、保険者機能強化推進交付金につきましては、本町が実施する地域支援、保健福祉事業等の取り組みの評価に応じ、国から配分されるもので、令和元年度分の確定に伴い増額するものでございます。

次の国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金につきましては、先ほどのシステム改修と6月に実施しましたシステム改修に係る補助金の決定に伴い増額するものでございます。

次の財産収入、財産運用収入、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金積立利子の確定に伴い増額するものでございます。

次の繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金につきましては、歳出の介護保険のデータ標準レイアウトシステム改修費分と同額を増額するとともに、先ほどの歳入、介護保険事業国庫補助金と同額を減額し、調整しております。

以上で健康保険課関係部分の説明を終わります。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 議案第4号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、詳細を説明いたします。

まず、6、7ページの歳入から御説明いたします。

土木費負担金の下水道負担金の現年分につきましては、猶予地の解除及び一括納付者の増、滞納分につきましては、宅地造成等により納入があったものでございます。

使用料及び手数料の使用料につきましては、下水道使用料の見込みによる減額でございます。

次に雑入につきましては、区域外接続によります下水道使用者協力金の増額でございます。

次に、財産収入の利子及び配当金につきましては、基金積み立ての利息分でございます。

次に8ページ、9ページの歳出でございます。

総務費の報償費につきましては、下水道受益者負担金の一括納付者がふえたため、前納報奨金を増額するものでございます。

委託料につきましては、下水道接続増に伴う徴収事務委託の増額でございます。

次に、施設管理費の需用費につきましては、浄化センターの電気代の不足による増額でございます。

役務費の手数料につきましては、汚泥引き抜きの実績による減額、委託料につきましては、汚泥量の減による処分費、運搬費の減額でございます。

公共下水道費の工事請負費につきましては、今年度中に公共ますの取り出しの要望箇所がございますので、その増額分でございます。

積立金につきましては、財政調整基金の定期利息分でございます。

公債費の元金につきましては、財源更正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 議案第6号令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細を説明させていただきます。

まず、6ページ、7ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

こちらのほうが、繰越金の増額でございます。

次に、歳出のほうです。

8ページ、9ページをお開きください。

まず、積立金のほうが467万4,000円を計上しております。

次の負担金補助及び交付金でございますけれども、こちらのほうは一ツ瀬川土地改良区負担金のほうを110万円増額しております。こちらのほうが、使用水量に応じて、一ツ瀬川土地改良区に支払う負担金となっております。今回の使用水量が増加したためにこちらの負担金のほうを増額させていただきました。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

日程第13. 議案第7号

日程第14. 議案第8号

日程第15. 議案第9号
日程第16. 議案第10号
日程第17. 議案第11号
日程第18. 議案第12号
日程第19. 議案第13号
日程第20. 議案第14号
日程第21. 議案第15号
日程第22. 議案第16号
日程第23. 議案第17号
日程第24. 議案第18号
日程第25. 議案第19号
日程第26. 議案第20号
日程第27. 議案第21号
日程第28. 議案第22号
日程第29. 議案第23号
日程第30. 議案第24号
日程第31. 議案第25号
日程第32. 議案第26号
日程第33. 議案第27号
日程第34. 議案第28号
日程第35. 議案第29号

○議長（青木 善明） 日程第13、議案第7号権利の放棄についてから、日程第35、議案第29号令和2年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上23件を一括議題といたします。一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第7号権利の放棄についてから、議案第29号令和2年度高鍋町水道事業会計予算についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第7号権利の放棄についてでございますが、国営一ツ瀬川農業水利事業において、西都市、新富町、木城町及び本町は、一ツ瀬川土地改良区に対し、総額3億5,685万5,000円を貸し付けしております。

この貸付金は、未施工地区が受益地となった場合に受益者負担金によって返済されることになっているのですが、未施工地区の解消が進まず、返済が困難な状況となっております。

現在の貸付金残額は、3億1,887万2,000円、そのうち本町分は、約7,443万円となっております。

このたび、老朽化が目立ってきた国営事業造成施設の更新事業に取り組むことになり、未施工地区を除外した2,067ヘクタールを受益面積とする計画で進めることになりま

した。

しかしながら、未施工地区を除外することとなると、貸付金の回収が困難になるという問題が生じてしまいます。4市町で協議した結果、一ツ瀬川地区における農業発展のためには、更新事業に取り組む必要があり貸付金の債権は放棄せざるを得ないとの結論に至りましたので、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第8号土地改良事業計画の変更についてでございますが、国営一ツ瀬川農業水利事業による造成された土地改良財産である平原揚水機場につきましては、補助事業である基幹水利施設管理事業の適用を受け、西都市、新富町、木城町及び本町が、土地改良法に基づく団体営土地改良事業として維持管理業務を行っております。現在、準備を進めております国営一ツ瀬川農業水利事業の更新事業における受益面積が、当初計画の3,547ヘクタールから2,067ヘクタールに更新されることに伴いまして、基幹水利施設管理事業一ツ瀬川地区の事業計画における受益面積についても、同様に変更する必要が生じたので、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第9号町道路線の認定についてでございますが、本案につきましては、町内の2カ所の宅地分譲地区の道路について寄附を受けましたので、それぞれ水除下(4)線、坂本(5)線として町道認定するため道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第10号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は、会計年度任用職員制度が導入されることにより非常勤講師の職名が会計年度任用講師に改められること及び新たに児童・生徒指導上の問題の解決を目指して、家庭環境への働きかけ等を行うスクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員として任用したいので、その報酬の額を定めるため所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第11号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は、持田地区高齢者福祉センターの利用実態に合わせて、同センター内で使用できる部屋をふやすこと及び他条例の指定管理者制度に関する規定との整合性を図るために所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第12号高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴う文言の変更に関し所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第13号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、幼児教育無償化に伴

う食事の提供に関する費用の取り扱いの変更、文言の変更、地域型保育事業に求められる連携施設の確保義務の緩和などについて所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第14号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の変更などについて所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第15号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、入居者が家賃の支払いを怠った際にこれにかわって支払いをすべき義務のある連帯保証人について保証の上限額を定める必要があるため、12月分に相当する額を限度とすることや、民法における法定利率が変動制に改正されることなどについて、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第16号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてでございますが、本案につきましては、美術館への町内の小中高生等の利用を促進し、郷土の教育、文化の向上に資することを目的といたしまして、観覧料の改正を行うとともに、美術館、歴史総合資料館、黒水家住宅との共通観覧料の規定につきましても、それぞれ改正を行うものでございます。

次に、議案第17号高鍋町男女共同参画推進条例の制定についてでございますが、本案は、全ての人が性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、基本理念を定め、必要な取り組みを町・町民・事業者・教育にかかわる者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第18号高鍋町附属機関設置条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、高鍋町男女共同参画推進条例の制定に伴い、同条例において高鍋町男女共同参画推進懇話会を設置したことから、本条例について設置する必要がなくなったため関係項目を削除するものでございます。

次に、議案第19号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本案は、地方自治法の一部が改正され同法の条が繰り下がることから、同条を引用する関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号令和2年度高鍋町一般会計予算についてでございますが、本町の財政状況は、年々増加する社会保障費及び公債費、令和2年度から始まる会計年度任用職員制度に伴う人件費の大幅な増、施設の老朽化対策等により財政の硬直化が進んでおり、政策的経費に充てることが可能な財源は限られておりますが、施政方針で申し上げましたとおり、10の達成すべき目標のもと、選択と集中により令和2年度当初予算を編成したところでございます。

令和2年度当初予算は、会計年度任用職員の人件費及び防衛施設周辺道路改修等事業並びにふるさと納税の増から、歳入歳出それぞれ95億9,800万円となり、前年度予算と比較いたしますと、額では2億5,500万円、率で2.7%の増となったところでございます。

それでは、概要について歳入から御説明を申し上げます。

町税につきましては、町民税、軽自動車税、固定資産税、たばこ税ともに増収の見込みでございます。また、入湯税の歳入を見込んでおります。

地方譲与税から地方交付税につきましては、国が示した地方財政対策と令和元年度決算見込みから計上いたしました。国県支出金につきましては、制度に基づき見込まれる額を計上いたしました。

寄附金につきましては、ふるさと納税額を12億円計上いたしました。

繰入金につきましては、取り組む事業の内容や財源の状況等から判断し、ふるさとづくり基金等の活用を図ることといたしました。町債につきましては、事業効果等の検討、財政の健全性を重視しながら、後年度交付税措置される地方債については、有効活用すべきと判断したものを中心に計上したところでございます。

続きまして、歳出予算の概要を申し上げます。

議会費につきましては、議会運営にかかわる所要額を計上いたしました。

総務費につきましては、移住・定住地域おこし協力隊関連経費、町長選挙費を計上いたしました。また、令和2年度は、国勢調査が実施される年に当たるため、国勢調査関連経費を計上いたしました。

民生費につきましては、新規事業として、児湯郡成年後見検討委員会負担金、避難行動要支援者管理システム導入経費を計上したほか、障がい者、高齢者、子ども・子育て支援にかかわる経費、特別会計への繰出金を計上いたしました。

衛生費につきましては、新規事業として、産後ケア事業にかかわる経費を計上したほか、救急医療確保にかかわる負担金、各種予防接種や健診、妊産婦・母子支援にかかわる経費、し尿・廃棄物処理にかかわる経費及び西都児湯環境整備事務組合負担金を計上いたしました。

農林水産業費につきましては、新規事業として、小丸川土地改良区運営負担金、宮崎県畜産共進会協賛金分担金を計上したほか、新規就農者支援や生産調整対策、多面的支払交付金等の補助金、中尾地区災害対策測量設計委託費を計上いたしました。

商工費につきましては、東京2020オリンピック聖火リレー関連経費、ふるさと納税関連経費を計上したほか、地場産業振興対策補助金の見直しを行いました。

土木費につきましては、ダンプ車購入費、防衛施設周辺道路改修等事業費や、社会資本整備総合交付金事業費、町単独道路改良事業費を計上いたしました。

消防費につきましては、小型ポンプ積載車購入費、消防団員の訓練、活動経費や、東児湯消防組合負担金を計上いたしました。

教育費につきましては、新規事業としてスクールソーシャルワーカー配置事業費、統合型校務支援システムの導入経費を計上したほか、会計年度任用講師や学校生活支援員の配置事業費などを計上いたしました。

社会教育費につきましては、新規事業として国民文化祭・全国障がい者芸術文化祭にかかわる経費、町内埋蔵文化財活用事業を計上したほか、高鍋町美術館特別展負担金、高鍋神楽記録作成経費、自治公民館運営費補助金などを計上いたしました。

あわせまして、防衛施設周辺道路改修事業の継続費の設定、県営防災ダム事業ほか8件の地方債の設定を行うものでございます。

以上、令和2年度当初予算の概要を申し上げましたが、今後も義務的経費であります扶助費の伸びが続き、厳しい財政運営を強いられる状況は続くものと予想されますが、限られた財源を有効に使い、第6次総合計画の目標とする本町の将来像「歴史と文教の城下町 たかなべ～対話でつながる豊かで美しいまちづくり～」の実現に向け、さらなる努力をしまいにまいりたいと考えております。

次に、議案第21号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ26億2,436万5,000円となり、前年度当初予算と比較すると5.4%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では保険税、県支出金及び一般会計からの繰入金等でございます。

歳出では、保険給付費、国保事業費納付金、保健事業費及び諸支出金等でございます。

次に、議案第22号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ5億3,128万1,000円となり、前年度当初予算と比較すると4.6%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、保険料、一般会計繰入金及び受託事業収入等でございます。

歳出では、保険料賦課徴収等の事務経費、後期高齢者医療広域連合への納付金、保健事業費でございます。

次に、議案第23号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ3億6,155万9,000円となり、前年度当初予算と比較すると2.1%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、使用料、一般会計繰入金、雑入等でございます。

歳出では、浄化センターの運転管理等の委託料、工事請負費、人件費、公債費等でございます。

あわせまして、令和2年度から4年度までの公営企業会計移行業務委託の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第24号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてございま

すが、予算総額は、歳入歳出それぞれ1,033万9,000円となり、前年度当初予算と比較すると1万1,000円の増でございます。

予算の内容は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものといたしましては、歳入では、新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金で、歳出では、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第25号令和2年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ19億9,786万8,000円となり、前年度当初予算と比較すると4.5%の増でございます。

予算の内容は、第7期介護保険事業計画による3年目の予算となっており、予算の主なものといたしましては、歳入では、保険料、国県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金でございます。

歳出では、保険給付費及び地域支援事業費等でございます。

次に、議案第26号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ1,720万5,000円となり、前年度当初予算と比較すると1.2%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では使用料、歳出では、メーター検針等を行う会計年度任用職員報酬、一ツ瀬地区の国営施設使用料及び負担金でございます。

次に、議案第27号令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ40万円で、予算の内容は、同委員会の審査を初めとした委員会の運営に要する経費であり、予算の主なものといたしましては、歳入では、構成市町村からの負担金及び一般会計繰入金で、歳出は委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第28号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ2億4,815万2,000円となり、前年度当初予算と比較すると54.7%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、一般会計繰入金で、歳出では、工業用地造成事業にかかわる地方債償還金でございます。

次に、議案第29号令和2年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数8,987戸、年間総配水量232万7,000立方メートルを予定しての予算編成でございます。

その結果、収益的収支は、収入総額5億4,005万円、収支総額4億6,972万2,000円でございます。収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは、動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費等でございます。

また、資本的収支は、収入総額9,000万3,000円、支出総額3億6,150万6,000円で、支出の主なものは、企業債償還金、建設改良費等であり、収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上、23件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。

午後0時01分散会
